



# さくら

船岡小学校だより

6月26日発行

TEL 55-1064

FAX 55-5185

## プール清掃・プール開きを行いました

13・14日に5・6年生がプール掃除を行いました。ぴかぴかに磨き上げられたプールには早速きれいな水が入っています。17日の朝会では「プール開き」を行いました。プールの約束を確認したあと、6年生の板宮柊斗さんが、今年の目標を堂々と発表しました。今後は、学年ごとに入ります。お子さんの体調管理や水着の準備等をよろしく願いいたします。



## 体力テストボランティア、ありがとうございました

19・20・21日の3日間、体力テストのお手伝いをいただき、本当にありがとうございました。今年は、延べ23名のお手伝いをいただくことができ、計画通りに進めることができました。今後、仙台大学の力をお借りして、記録を分析していただくことになっています。その分析を生かして、体力向上につなげていきたいと思えます。



## 緊急引渡し訓練

6月19日に、避難訓練（地震想定）後、緊急引渡し訓練を行いました。前夜には山形沖で大きな地震が発生したこともあり、子供たちは真剣に避難訓練に参加していました。雨が降っていたので、各教室で引渡しを実施しましたが、保護者の皆様のご協力により、滞りなく訓練を終えることができました。今後も、指示を聞いて、落ち着いて行動できるよう指導していきます。



## 夏休みの学習会のお知らせ

今年度も「仙台大塾」と「船小寺子屋」が行われます。仙台大学や柴田町の協力により、夏休み中の計画的な学習やアドバイスによる苦手克服のチャンスにもなります。お子さんと相談してお申し込みください。

**仙台大塾（仙台大）** ※7/23, 24, 25, 29, 30, 31日

5・6年生対象 申込締め切り7/5（金）

**船小寺子屋（船小図書館・PC室）** ※8/19, 20, 21, 22日

全学年対象 申込締め切り7/12（金）

# お知らせ

## 7月の主な行事予定

- 1日(月) 朝会(校長講話), A L T来校, 英語楽交
- 2日(火) 全校5校時限, 町の相談員来校
- 3日(水) 開校記念日, 中学生あいさつ運動, 4学年P T A行事, 全校弁当日  
授業参観・地区懇談会・学年学級懇談会, A L T来校,
- 4日(木) 1年耳鼻科検診, クラブ活動, 集金日(高・学支)
- 5日(金) 初動訓練, S C来校, A L T来校, 集金日(中)
- 8日(月) 朝会(表彰), 除草の日(2組), 英語楽交, A L T来校, 集金日(低)
- 9日(火) 知能検査(2, 5年), 町の相談員来校
- 10日(水) A L T来校, 全校5校時限; 14時50分下校
- 11日(木) 5年歯科衛生指導, 委員会活動, 町の相談員来校
- 12日(金) 柴田町特別支援学級交流会, S C来校, A L T来校, 英語楽交
- 15日(月) 海の日
- 17日(水) 2学年P T A行事, 全校5校時限; 14時50分下校, 町の相談員来校
- 18日(木) 町の相談員来校
- 19日(金) 第1学期終業式, 全校3校時限; 11時40分下校
- 27日(土) 算数チャレンジ予選(蔵王ございんホール) 6年生3チーム参加予定



## 8月の主な行事予定

- 26日(月) 第2学期始業式, 全校3校時限; 11時40分下校
- 27日(火) 給食開始, 町の相談員来校
- 28日(水) A L T来校
- 29日(木) 委員会活動, 町の相談員来校
- 30日(金) 除草の日(1組), S C来校, A L T来校

- 夏休み期間 … 7/20日(土)~8/25日(日)
- プール開放日 … 7/24, 25, 26, 29, 30, 31, 8/5, 6, 7, 19, 20, 21

### 《お願い1》

### 校地内への車両の進入制限について

校地内は、児童の安全確保や円滑な教育活動を行うために、立ち入りを制限させていただいています。しかし、登下校時の校庭西側通路において、多くの車両が進入している現状が見られ、児童の安全な登下校に支障をきたしています。また、校地内であることから校庭との間に柵やフェンスは設置していないため、児童やボール等の飛び出しによる事故(原則、車両側の責任となります)も懸念されるところです。改めて、校地内への車両の進入は控えていただきますようお願いいたします。お子さんの体調不良等の事情があつて校地内に進入する場合は、最徐行をお願いいたします。



校庭西側通路(校地内)

### 《お願い2》

### 学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みについて

本校では、携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みを原則認めておりません。必要がある場合、持ち込み申請の手続きをしていただきます。また、教育活動に必要なものではないことから、通話・メール等の最低限の機能の機種に限らせていただきます。

申請する場合は、申請書をお渡ししますので、担任にご相談ください。申請書は、年度ごとに提出していただきます。また、持ち込みの必要がなくなった場合は、担任にお知らせください。